第49号議案

亀岡市循環型社会推進条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市循環型社会推進条例(平成13年亀岡市条例第13号)の 一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例

亀岡市循環型社会推進条例(平成13年亀岡市条例第13号)の 一部を次のように改正する。

第14条の2第1項第6号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、同項第7号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

亀岡市循環型社会推進条例の一部を 改正する条例案要綱

- 1 廃棄物処理施設技術管理者の資格のうち、学校教育法に基づく 短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学 校の理学等に関する科目を修めて卒業した者として、当該科目等 に係る専門職大学の前期課程を修了した者を加えること。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行すること。